5　「一般公衆の実効線量の評価」について

⑴　「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

⑵　実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

6　「運転時間及び熱出力」は、発電用原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は、必ず本人が自署するものとする。

３　第134条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第６（第134条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第　　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第６（第134条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則）第　　条第　項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

３　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。